

平成21年度 第3回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成22年2月8日（月）14：00～15：30
場所 北海道庁 別館庁舎 4階 北海道石狩支庁会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ・平成21年度北海道男女平等参画チャレンジ賞について

(2) 審議事項

- ・第2次北海道男女平等参画基本計画 平成22年度重点事項について

(3) その他

3 閉 会

1 開 会

○事務局（小池生活局参事） 本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまより、平成21年度第3回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

早速でございますが、開会に当たりまして、生活局次長の平戸からごあいさつを申し上げます。

○平戸生活局次長 環境生活部生活局の平戸でございます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、前回10月の審議会におきまして、第2次北海道男女平等参画基本計画の中で重点的に取り組む事項につきましてご審議いただいたところでございます。また、北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者を選考するための専門部会を立ち上げ、それについてのご審議を行っていただき誠にありがとうございました。

去る1月12日に、デートDV防止に関する全道セミナーを開催させていただいたところ、お忙しい中を何人かの委員にご出席いただきまして、この席をお借りしまして併せてお礼を申し上げたいと思います。

本日の審議会におきましては、専門部会で決定していただきましたチャレンジ賞の選考経過をご報告させていただきますと同時に、前回の審議会に引き続きまして、重点事項の選定につきましてご審議をいただきたいと考えております。

なお、重点事項の選定につきましては、本日の審議会で決定させていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

また、今後とも、北海道におきます男女平等参画社会の実現に向けましてお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

何とぞよろしくお願いたします。

○事務局（小池生活局参事） 本日の審議会は、委員15名中14名のご出席をいただいておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、北海道の男女平等参画を推進する北海道男女平等参画推進本部の幹事も出席させていただいております。よろしくお願いたします。

それではまず、資料を確認させていただきます。

○事務局（宮岸生活局主幹） それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議次第、配席図、委員名簿、事務局名簿があると思います。そのほか、資料1から6までと参考資料1、2をお配りしております。資料1と3、4、5、6については事前に皆さんに送付していたかと思ひます。皆さんにお持ちいただくようお願いしていたのですが、お持ちいただきましたでしょうか。よろしいでしょうか。

何か不足しているものがありませんでしたら、お申しつけください。お願いたします。

○事務局（小池生活局参事） それでは、これからの議事進行は梶井会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

2 議 事

○梶井会長 皆様、こんにちは。

お足元の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日お帰りになる委員もいらっしゃると思ひますので、本日は3時半までとしております。重点項目を決定するのですが、時間内に決定できるように進行させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最初に、先ほどご紹介がありましたが、11月に今年度のチャレンジ賞の選考委員会を開催し、受賞者の選定をいたしました。贈呈式も終わっておりますが、専門部会の部会長である佐藤部会長から、その選考過程などについてご報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○佐藤副会長 それでは、平成21年度北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考についてご報告させ

ていただきます。

資料1にございますとおり、11月19日に専門部会を開催いたしました。今年度につきましては5件の推薦がございまして、その中から輝く女性のチャレンジ賞に月形町の梅木あゆみさん、輝く北のチャレンジ賞に石狩市の本町かみさん会がそれぞれ選出されました。

詳細につきましては、資料1の2枚目にその内容等を記載しておりますので、ぜひご参考いただければと思います。

今回、受賞されました二組につきましては、それぞれ自分たちの置かれた立場や環境の中で新たな一歩を踏み出された方々でございます。その置かれた立場や環境は、特別なものではなく、どこにでも数多く見られるような事例だったと考えております。ただ、通常の場合、そこから一歩を踏み出すきっかけがなかなか見出せないという方が多いのではないかと考えています。今回の受賞者の皆さんにおかれましては、まさにそのような方たちへの良い事例として位置づけられるのではないかと考え、選考させていただいております。今後もこのようなチャレンジが全道各地で立ち上がってくることを期待し選考させていただきました。

今回、専門部会に選ばれました委員の皆様には、真摯な協議をいただき、本当にご苦労さまでした。以上です。

○梶井会長 ありがとうございます。

きれいな写真つきリーフレットに載っておりますが、皆様、この選考結果等につきまして何かご質問があれば部会長からお答えいたしますが、何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、贈呈式の様子などについて、事務局から簡単にご報告いただければと思います。

○事務局(光永生活局主任) 北海道男女平等参画チャレンジ賞贈呈式についてご報告申し上げます。

資料は、カラーのリーフレットをご覧ください。

贈呈式ですが、2月3日午後4時から、道庁本庁舎3階の知事会議室で行いました。

贈呈式には、輝く女性のチャレンジ賞受賞の梅木あゆみさんと、輝く北のチャレンジ賞受賞の本町かみさん会の皆さんが、かみさん会の方々は代表の村田陽子さんを初め9名の方にご出席いただきました。

知事から、こちらのリーフレットの裏面にございます平田鳥閑氏の揮毫によります賞状と、副賞といたしまして道産ナラ材を用いた木時計を贈呈したところでございます。

その後、受賞者の皆さんと知事で、皆さんの取り組みなどについて和やかにご歓談をいただいたところでございます。

贈呈式の翌日に、それぞれの推薦者にその後どんな感じだったでしょうということ伺ったところ、受賞の方々は非常に喜んでいらしたと伺っているところでございます。

なお、贈呈式の様子につきましては、取りまとまり次第、ホームページ等で広く道民の皆様へ周知することで男女平等参画の気運の醸成に努め、また来年度の応募に繋げていきたいと考えているところでございます。

贈呈式につきましては以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

副賞は置き時計ですが、受賞された方は賞状をかなり喜んでくださったと伺っています。文言も、それぞれの賞に合わせて平田先生がお書きくださったのですね。受賞者の方々も大変喜ばれて、今後の活動の励みになったと伺っています。

部会長を初め、選考委員の方々もどうもありがとうございました。

それでは、議題に入っていきたいと思っております。

最初は、前回の審議会から2カ月以上経過し、私自身も記憶が薄れておりましたが、資料4の8ページに、須田委員からその他の意見でご質問がありました。それについて、事務局からお答えいただきたいと思っております。

○事務局(宮岸生活局主幹) それでは、前回、課題となっておりましたその他の意見についてご説明させていただきます。

今、会長からご説明があったとおり、資料4の8ページ目にその他の意見を載せております。皆さんからの意見につきましては、資料6にあります重点事項に係る選定理由を取りまとめる際や、今後

の施策を検討する上での参考とさせていただいておりますが、須田委員からは具体的な質問がありましたので、この場をお借りしてご説明させていただきます。

その説明事項ですが、参考資料1にまとめておりますので、そちらをご覧ください。

まず、1番に検証としております。私どもは検証のことを事業評価と言っておりますが、ここに記載しておりますとおり、事務事業評価、公共施設評価、包括外部監査等によりましてそれぞれ検証しております。これらの意見等につきましては、道職員内部の意見だけでなく、外部の学識経験者から構成される政策評価委員を設置しておりますが、そこでも審議し検討しております。また、最後の項目は弁護士からのご意見をいただいたものでございます。

私ども執行する側といたしましては、これらのご意見をそれぞれ踏まえまして、今、事業を展開しているところでございます。

次に、具体的にご質問がありました法律相談ですが、現在、女性協会では、法律相談を札幌の北海道立女性プラザで行うものと、道内各地に出向いて行うものの2種類を実施しております。札幌の女性プラザで行う法律相談につきましては、札幌市は弁護士も数多くいらっしゃいますし、区役所等でもいろいろ相談に乗る機会が多いことから、女性のみを対象としております。また、実質的な問題として、女性プラザの相談室が非常に密室的な部分があるものですから、安全性も考えて女性に限らせていただいているところです。

道内各地で行っている法律相談は、毎年道内6カ所程度で実施しております。これにつきましては、弁護士のご協力をいただき、何とか日程をやりくりし出かけていただいておりますが、これらの地域については、まだまだ相談体制が整備されていないこともございまして、男性の法律相談も対象しているところでございます。ただし、実質、男性がどのくらい相談に来られたかというところ、この表に書いてありますとおり、18年度がゼロ件、19、20、21年度はそれぞれ1件ずつ男性からの相談があったところでございます。

この男性の相談につきましては、いろいろなご意見があろうかと思いますが、現在の第2次北海道男女平等参画基本計画、資料の一番下に参考として記載しておりますが、これを策定した時に、前期のメンバーになりますが、北海道男女平等参画審議会からもご意見をいただきました。その節に、この点線で囲った部分ですが、男性からの相談対応について周知など配慮するとともに、相談しやすい環境の整備に努めますという文言を、審議会からの意見により記載しているところでございます。このような経過もございまして、現在、地域で行っている法律相談につきましては、実際、数は少ないのですが、男性も対象にしている状況でございます。

以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

須田委員、いかがですか。

○須田委員 ありがとうございます。

札幌は女性のみを対象としていて、札幌以外は男性にも法律相談の機会が少ないから男性もということであれば、それはすごく明確な基準でやられていることがわかります。そのように、道で検証しながらやっていかれるのであれば、特に問題はないと思います。

どうもありがとうございました。

○梶井会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

まず、資料3をご覧くださいまして、本日は、この中で最終的に来年度の重点事項として選定する、要するに、ここに丸をつける項目をまとめ上げることが大きな目標になっております。そこで、前回は、決めるということではなく、皆様からいろいろなご意見を出し合ったという経過でありましたので、本日は、持ち越しになった議論について最終決定をしていきたいと思っております。

目標I基本方向2男女平等の視点に立った教育の推進というものがございます。その(3)社会における男女平等教育の推進について重点項目として残すか残さないかということで意見が分かれた状況になっております。そして、資料5に、どういう意見が出たのかということがまとめられております。

要点を申し上げますと、第1回目から男女平等の視点に立った教育の推進ということで、特に人権教育は早期に始められるべきではないかというご意見が第1回目、第2回目にかかなり集中していたと思っておりますし、学校教育の重要性というところも議論になりました。(2)学校における男女平等教育

の推進に関しては多くの委員が選ばれているところでございました。(3)についてですが、もちろんこれも推進されなければならないのですが、今回は見せ方として、これに全然触れないというわけではないのですが、特に学校教育におけることを重点にということであれば(2)に特化してもいいという意見がありました。白井委員は、それでも良いとおっしゃっていただいたと思います。

それから、松田委員からは、社会における男女平等教育の推進というのは重要なので残したいというご意見です。

それと、須田委員からは、社会における男女平等教育の推進と書きながらも、では、社会における男女平等教育の推進は何がやられているかという、啓蒙活動が主なものです。そうすると、あえてここを残さなくても啓蒙活動ということであれば、(1)広報・啓発活動の充実を重点項目に選んでおりますので、ここに集約されるということでも良いのではないかというご意見があり、その時点で終わっております。

これについて、さらに皆さんにご検討いただきまして、残すか、もしくは残さないか、残さないといってもやらないわけではないのですが、重点項目としてどのように取り扱うかということでご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○柿田委員 繰り返しになってしまいますが、確かに社会における男女平等教育の推進、教育の推進はもちろんやっていただきたい部分ではあるのですが、広報・啓発活動の充実少し重複する部分があると思います。

例えば社会における教育となると、実際には研修会などを開催することになると思いますが、研修会等の開催は必要ですが、広い意味で北海道全体で社会への教育を含めた啓蒙活動として取り組みをしていただいても良いかと思いました。北海道全体での社会への教育の推進というものをイメージするのであれば、(1)と重複するところもあるので、そちらに入れてもいいかと思います。

以上です。

○梶井会長 ありがとうございます。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今回の項目だけではなくて、重要施策を選んでいくに当たって意見を述べさせてもらいたいと思います。

今回、13項目上がっておりまして、昨年は11項目上がっています。少し比較してみましたら、昨年、21年度の重点施策と9項目が重なって昨年に引き続き上げられているのです。やはり、昨年も(1)広報・啓発活動の充実が上げられているのですが、重点施策に上げられた中で、それが1年間、実際に上げられた項目に沿って具体的にどういう効果的な施策が展開されて、それが成果として実際にどうなったのかという検討が、今回また載せるということとセットになってくると思っています。

私も、この13項目についてはどれも落とせない大事な施策だと思っています。昨年載った施策と見比べながら、皆さんの意見をまとめていただいているのですが、そこを振り返りながら、めり張りのある、とりわけ13項目の中でも今年度はここここに力を入れて、実際に実感できる、目に見える形で施策が展開されたということ、私たちもそうですし、広く周知、実行してもらおうという意味からしても、その点検が必要かなと、今回出てきたものを見て思っています。

それから、(1)ということも、昨年につきましてもインターネットということでの普及やいろいろな弊害についてという指摘の中だと思いますが、これに伴う具体的な施策まで落とし込んで、どこがどう変わっているのかどうか。この中からめり張りのある施策、とりわけ13項目の中でも二つとか三つとか、重点施策を選び、具体的に形に落として、その予算づけも絡んでくるのかもしれませんが、そのように見ていけたら良いのではないかと思います。

そういう意味から言いましたら、実際の啓発の大きい基本方向の1というところでは、漠然としているので、ぜひこれはということで、こういう施策なり方法が積極的に出てこなければ、むしろ学校の教育の現場での啓発というあたりにもう少し特化した形で審議会としても意見を述べていけたら良いのではないかというのが私の意見です。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、村田委員から、毎年重点項目が選定されるのですが、それに対しての事業評価のような点検と

いご指摘をいただきましたが、点検のようなことは何かされていますか。

事務局、いかがですか。

○事務局（宮岸生活局主幹） それぞれの事業につきまして、先ほどご説明いたしました検証といひますか評価は行っているのですが、実は、毎年、審議会で重点事項を選んでいただきましたら、次回の審議会で選んでいただいたものに対してこういう事業を実施しますという資料をお出ししております。このように、いつも事後になっておりますので、逆に言えば、去年、この重点事項に対してどうい事業を実施したかというものをもちできればよかったです、本日はその資料をお持ちしておらず申し訳ございません。

来年もまた同じような形で行う場合は、必要であれば今年選んでいただいた重点についてはこういう事業をやりましたというものをお見せできるような形でご用意したいと思ひます。

○村田委員 前々回かと思ひのですが、いただいた参考資料の中に、21年度の重点一覧の中に、主な担当の関係部署と、重点事項の内容に沿ひまして4点なり5点なり展開された事業の項目だけは載っております。

○梶井会長 私も慣れなくて本当に申し訳なかったと思ひますが、本来であれば、その辺も含めて前年にどういことをされて、それがどうであったのかということも検証しながら、22年度はこれとていように決めるべきであったと反省しております。再来年度は、今回決めたものがどうい形で展開され、どうい成果が上がったかというところまで見ながら、それに心がけながらいきたいと思ひます。

本日は、このまま決めていくということになるかと思ひますが、ご了解いただきたいと思ひます。

今、村田委員から、めり張りのある形で選んではどうかというご意見がございましたが、ほかにありませんか。

○長内委員 具体的に（1）広報・啓発活動の充実ということは、道では具体的にどういことをされていますか。それと比較して、（3）社会における男女平等教育の推進というのはどういものをやっているのか、その比較によって重要なものはどちらがいかということも具体的に検討してみてはいかがかと思ひます。

○梶井会長 今、（3）社会における男女平等教育の推進というところでの地域社会ということになるかと思ひますが、教育活動と、それから（1）広報・啓発活動の充実とどうい違いがあるのかということ、担当部署の方がご出席されているとわかるのですが、事務局、いかがでしょうか。何か違ひとしてわかりやすい事例がありますか。

○事務局（宮岸生活局主幹） 基本的に、皆さんにお配りした計画に基づいて事業をいろいろ実施しているのですが、中にはⅡの（3）社会における男女平等教育の推進とⅠの（1）広報・啓発活動の充実で同じような視点に立って、同じ事業でも二つの視点があるというように重複しているものもござひます。それぞれの施策に基づき細かい事業を行っておりますが、細かい事業も皆さんにご承知いただける資料を本日はご用意しておりませんでした。毎年の事ですが、余り細かい事業を見ていただくと、どちらかという行政のようになってしまいますので、大きな立場で、例えば社会よりも学校の啓発が重要なのでそれを重点にとていご意見をいただければと思っております。必要であれば、これからは細かいものを用意して皆さんにお配りしていききたいと思ひます。

○梶井会長 ありがとうございます。

長内委員、よろしいですか。

○長内委員 広報・啓発活動となると、例えば「イコールパートナー」でいろいろなPRをしていると思ひのですが、予算は減っていると聞いています。インターネットで発信するというで減らしたということは聞いてはいるのですが、それだけで全道各地に見ている人はどれだけいるのかという状況もあります。インターネットでやるのは確かにいいことだと思ひのですが、そのほかに、例えば先ほど出ました女性プラザから発信するようなメールマガジンを出すとか、各地域でどういことをやっていますというものも啓発するとか、（1）広報・啓発活動の充実ではぜひ新しいものも取り組んでいただければと思ひます。

それから、（3）社会における男女平等教育の推進ですが、最近、いろいろなフォーラムなどを開催しますと、やはり女性の参加者が非常に多いです。ただ、私は、女性の参加者よりも、本当は男性に男女平等参画をもっと知ってほしいという気持ちがあるのです。そういうPRをやっていただければ

ばという印象がありまして、そこをいろいろと検討してもらえればと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。

多分、私は、この（３）社会における男女平等教育の推進は地域社会という社会の捉え方だと思うのです。家庭、学校、地域社会、長内委員のご指摘のように、男性教育ということを考えれば、ここでしか入らない部分の教育の推進というものも確かにあると思います。（１）広報・啓発活動の充実には行かないで、やはり（３）のできるものもあると思います。

植田委員、どうぞ。

○植田委員 少し重複するかもしれませんが、（１）広報・啓発活動の充実の「広報・啓発活動」というのは手段でありまして、何を広報し、何を啓発するかというのは、やはり（３）社会における男女平等教育の推進がベースになるのです。これは重複して当然というか、社会における男女平等教育を進めるために広報・啓発をするということですから、何を広報・啓発するかということです。だから、（１）家庭における男女平等教育の推進、（２）学校における男女平等教育の推進は対象が変わってきますが、（３）においては（１）広報・啓発活動の充実を持っていけば充当できるかなと思うのです。

○梶井会長 （１）広報・啓発活動の充実にまとめても良いということですか。

○植田委員 はい。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

松田委員はいかがですか。

○松田委員 村田委員が先ほど質問されていた昨年の重点施策の具体的内容と検証の状況がみえなかったのが全体的な構図が捉えづらかったのですが、学校教育に携わっているものとして日頃感じることは、男女平等教育の推進にあたっては社会教育の場での教育も重要であるということです。意識・慣習を変えていくには、学校教育と社会教育が両輪となってすすめていくことが必要です。

それぞれの関係機関が対象者に合わせて創意した広報や啓発を行っていくことで、男女平等参画の意義についても理解が深まり、参画もすすんでいくのではないかと期待します。

○梶井会長 ほかにご意見ありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、まだご意見が出尽くしていない部分もあると思いますが、今、松田委員がおっしゃったように、（２）学校における男女平等教育の推進と（３）社会における男女平等教育の推進は両輪で、両方一緒に重点的に推し進めることで、効果があるのではないかとということです。それから、長内委員がご指摘されたように、地域社会でしかできない、（１）広報・啓発活動の充実というのはどちらかという全体に普及するという感じになってしまっていますが、（３）であらわしているのは地域社会での男女平等教育ということですから、ここを重点にしないと出てこないような施策もあるのではないかとご指摘もありました。村田委員から、めり張りをつけたというところもあって、私もそのとおりだと思うのですが、これは残して両輪でというところで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、また全体を見て、丸が二重になったときに少し検討することにして、でも、ここは両輪で重点ということで残していきたいと思います。

次ですが、論点になりましたのは、目標Ⅱ 3 就労の場における男女平等の確保というところで、実はここは丸が多くて、（１）男女の均等な雇用機会と待遇の確保から（５）パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備まであり、ひとり親家庭の再就業が大変だという問題も、（１）に含まれたご意見があったところです。そうであるならば、むしろ具体的な（３）再就業への支援に丸をつけたらどうかという須田委員のご指摘もあって、ここが新たに選ばれているのです。これに関してはいかがですか。このまま残す、それとも（１）にというところについてご意見はありますか。

ここ全体でもいいかと思うのですが、目標Ⅱ 3 就労等の場における男女平等の確保で、（１）、（３）、（５）と丸がついておりますが、ここに関してはどうかということでご意見はありますか。

○佐藤副会長 前回確か、再就業の意味がどういうことを指しているのかということ、こちらにも資料があったかと思うのです。その辺がポイントなのかなという気がしていたのです。ですから、再

就業ということで能力開発という形になってしまうのであれば、ここは少しニュアンスが変わってしまうかなという気がしていたのです。実際には雇用機会とか待遇の確保、待遇面、実際に勤められていらっしゃる方、それから勤めていらっしゃらない方の再就業に対するものという切り分けだと思うのですが、その辺が若干微妙な部分があると考えています。

○梶井会長 今、佐藤副会長から、(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保だけではフォローできない部分は(3) 再就業への支援にということですね。(1) は勤めている方の待遇で、(3) は勤めていない方に対して機会を広げようという問題ですね。

私が選んでおりますので、私からも意見をつけ加えさせていただければ、雇用問題はここ一、二年、次年度もかなり比重を占める大きな社会の緊急な課題だと思いますので、ここは丸三つになって少し大きいですが、むしろ三つにして雇用というものに対して少し重点的に取り組むということを見せていきたいというのが私の思いでもあります。

今ご指摘いただきましたように、(1) の男女雇用均等法で救われている方も、正規の就業を獲得されている方の待遇はまだしも、今一番問題なのは女性のほとんどが非正規だったりパートだったりするわけです。さらに、それすらもあつけない方が多くいるということであれば、私は(3) と(5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備が今の時代のニーズに合った重点項目かなというふうに感じているのです。皆さんのご意見をいただければと思います。

○宇多委員 希望が出て良いのではないですか。周りの人たちも、仕事がしたいですが、探せないという人たちがとても多いです。ひとり親の方だったらとても苦勞なさって生活しているのです。

○梶井会長 ありがとうございます。
就業訓練ですね。

○須田委員 前回も少し申し上げましたが、先ほど張りをつけた方が良いというご意見がありましたが、22年度の重点項目ということを見ると、やはり今の時代を反映して、働きたいが、働けない母親とか、介護をしなければいけない父親、母親を抱えてどうやって働いていくかということが、今の問題としてすごく大きいと思うので、来年度の重点項目という意味では就労の確保の部分にたくさん丸がついていて良いのではないかと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様、違うご意見などはおありになりますか。

○村田委員 これは必要な項目だと思います。ただ、やはり就労に当たっては、子どもを預かる場所が不足しているといった実際にそういうお話も聞いていますので、そういうこととセットでこの辺は項目として上げて整備していく必要があると思います。

○梶井会長 そうすると、目標Ⅱ(3) 育児・介護支援体制の充実と併せてということで、両方丸が入っております。併せて、我々審議会の思いとしても、施策として頑張っていただきたいということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、三つになりましたが、残していくことにします。

あと、問題にはなっていないのですが、最後の目標Ⅲ多様なライフスタイルを可能にする環境の整備で、(4) 相談・支援機能の充実という大変包括的な項目に私1人しか丸をつけていないのですが、ここはいかがでしょうか。かなり包括的ですが、相談支援機能はニーズを把握するところでもありますし、昨年も取り組んでおりますので、一層充実させてほしいということで丸をつけさせていただきましたが、何かご意見があればお願いします。

残してよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、こういう形で、あとはそれぞれ皆さんにご意見をいただきまして、意見の分かれたところもなかったもので、このままというところだと思います。そのまま13項目ということでいかがでしょうか。張り張りというところはどうですか。でも、皆さんそれぞれここはというところをご指摘いただきましたので、別に13項目が決して多いわけではないと思います。

○植田委員 項目の数よりも、目標にしたことがどういうプログラムに繋げていくかということでも張り張りをつけていけると思うのです。やはり、数とか目標を持つだけでなく、それをどういうアクションプログラムに繋げるかということが大事かと思っています。

○梶井会長 ありがとうございます。

では、数も13ということで、施策的にはかなりめり張りのあるものをといるところで、重点項目はこの13項目に決めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、この13項目に関して、次に資料を見ていただきたいのですが、選定理由をつけてこの審議会の決定にすることになりますので、今度は選定の文言についての審議をしていきたいと思ひます。

資料6になります。

事務局で、選定理由についてまとめていただいております。これは、1から13項目に関する選定理由が付してあります。

皆さん、事前にお配りしてありますので、それについてこの文言はこう書いた方が良くはないかなど、修正加筆等がありましたらお出しいただきたいと思ひます。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 私は、この理由の内容についてはこれで構わないと思ひますが、先ほども申しましたように、13項目の施策ということで出ました中で、例えばここの選定理由の表現の中に、「男女平等参画を阻害するおそれのあるあらゆる要因を客観的かつ的確に把握するとともに」ということで、ここはとても大事なところだと思ひます。

私も、不十分なのですが、いろいろ資料を見直しましたら、ちょうど道の参画推進条例ができ、今年で10年目の節目になります。実際に女性に対する暴力ということでは、平成13年に道として実態調査をしておりますが、この間、独自の実態調査はなされてはいないのではないかと思ひしております。

それで、私はこの間も申しましたように職場での人権侵害、性犯罪ということでのセクシュアル・ハラスメントの被害に大分こだわっておりますが、実態調査ということをごひ取り上げて考えてもらいたいという提案でして、これが基本方向1の選定理由ということとの兼ね合いもあるかと思ひますので、全体の中でそこも含めて検討していただけないかというのが私の意見です。

○梶井会長 今は、選定理由の中にそれを何か具体的に入れた方がいいということですか。

○村田委員 私も意見の提出の仕方がよくわからないのですが、選定理由は、もっと全体を概括した文章なり、この中でもこここここういう意見が出て、それを実施するということをご積極的に検討されたいとか、その辺の意見の内容のつくり方もあると思ひます。ここの選定理由については私も大変同感するところですが、もっと絞ったところで、先ほど言いましたように、実態調査の実施というのは節目と考えていく向きもあるのではないかと思ひますので、そこをごひ打ち出していただけたらと思ひしております。

○梶井会長 ありがとうございます。

今のご意見についていかがでしょうか。

この選定理由に関しては、一つ一つの項目についてこういう観点から選びましたということは細かく分けて書かれているのですが、それとは別に、全体を通しての附帯意見という形でも良いと思ひますが、例えば、今年度は10年の節目の年であるので、それにふさわしい成果がどれくらい上がっているのかということも含めた実態調査なども実施してほしい。それから、先ほど来の議論の中にありましたように、特に現在の社会経済状況にかんがみて、特に就業支援について今年度は今までになく力を入れてほしいとか、男女平等教育に関しては地域と学校の両輪においてさらに推し進めてほしいとか、包括的な方向性を見せるような附帯意見を添えた形で、そしてここにはこういう選定の理由ですという見せ方の問題というように村田委員がおっしゃいました。そういうことがあってもいいのではないかとご意見でしたが、いかがでしょうか。

○植田委員 特に、男女平等参画を阻害するおそれのあるあらゆる要因と言ひますが、意外と現場では何が男女平等参画を阻害しているかということに気づいていないです。差別されていると感じる人と差別している人とは要因に対する考え方が違うので、その辺をもう少し突っ込んだ意見にすべきだと思ひます。各項目について、これは共通項だと思ひます。労働の現場でもそうですし、日々の普通の生活の中でもそうですし、地域社会においてもそうですし、そんなことが男女平等参画を阻害するのと言われるような場面に多く出くわすのです。言葉で言えば、すごくさらりと阻害するお

それのあるあらゆる要因と言われますが、何がそれを阻害しているのかということに気づいてもらえるような啓発ができる問題提起であってほしいと思うのです。そういうものにたくさん出くわしています。

○梶井会長 この選定理由には、そこまではなかなか盛り込めないのですが、施策の中においても、具体的にどういうものが阻害要因となっているのかということをも明らかにしていくような実際的な活動を求めていきますという審議会としての意見を加えられればということによろしいですか。

○植田委員 はい。

○梶井会長 事務局はいかがですか。例えば、今、このように個々の選定理由に関しては、ほとんど皆さん文言等はこれでいいのではないかという流れになっていますが、個々は良くても全体として今年度の本審議会としてはこういうところに特に力点を置いて、実際の具体的な施策としてはこういうことを望みますということは書いてもいいのでしょうか。

○事務局（平戸生活局次長） よろしいと思います。ただ、私どもでは、まさに予算の部分がございしますので、重点事項として選定された中でより重点的にといたしても、それが実現できるのかというと、担保できない項目もあると思います。ただ、施策の方向づけとして、そちらに重点的に考え方を集約していくというところはあってしかるべきだと思います。

今まで委員の皆さんのご議論を聞いていますと、総花的な部分が多いというご議論がかなりありますので、その中で、今おっしゃられたように、10年目という節目の年に当たって、総花的な部分から、より一つ二つ突っ込んだ形で施策展開、または考え方を変えていくべきではないかというお話もあって、よろしいかと思えます。これは、何度も申しますが、実際に施策としてできるのかどうかという部分になりますと、私どもとしてはできる限りの努力をしたいという状況でございします。

○梶井会長 ありがとうございます。

予算の問題もありますので、実際に事業化がどこまで可能かということは、保証の限りではないということですが、本審議会として特に強く希望する方向性はこうであるという全体を見渡した選定理由をつけ加えることに関しては、むしろ、その方が見えやすいので良いかなと思えます。

○川崎委員 ただ、検証がなければ空論になってしまうのではないのでしょうか。検証をして、去年はこうやりました、どういう成果が上がりました、では、今年度はどうしますかというならいいです。総括的な云々を言っていました、それは逆ではないのですか。これ以上にばらばらにやりましようと言っているのに、総括的といったら、また目標が重複するのではないかと感じます。

○梶井会長 ありがとうございます。

むしろ、個々にあるのに、さらに重複して全体的なものを出すことによってぼやける部分もあるのではないかというご意見だったと思えます。

ほかに、皆さんいかがでしょうか。

そのことも含めまして、皆さん事前にお読みいただきまして、選定理由が書き足りないということも含めましてご意見はありませんか。

いかがでしょうか。

○須田委員 私も、できるだけ具体的に理由も示した方が、今後の事業もやりやすくなるのではないかと思うのです。ですから、例えば基本方向2の施策方向（2）学校における男女平等教育の推進であれば、ここは学校教育における男女平等教育の推進ということで、デートDVにまで触れて学校現場においてもデートDVの啓発をしていこうという具体的な機会があるので、そうであればその下の（3）社会における男女平等教育の推進というものだったら、職場におけるセクハラ防止とか、男女の待遇の違いとか、どんどん具体的なことを盛り込んでいった方が、今後の事業のためには繋ぎやすくなるのではないかと思えます。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかに、このことに関してご意見はありますか。

そうすると、今、須田委員、川崎委員からご指摘いただきましたように、なるべく具体的に見える形での落とし込みの方が良いのではないかという方向性のご意見だったと思えます。例えば、先ほど村田委員、植田委員からご指摘がありましたように、例えば実態調査というところ、「何が男女平等の阻害要因なのかということをも明らかにし」という文言を具体化して施策の方向（1）広報・啓発活動の充実の選定理由に入れ込んだ方が良いという考え方も可能です。

ですから、「あらゆる要因を客観的かつ的確に把握するとともに」というところをもう少し押して、「何が阻害要因となっているのかを明らかにし」という文言を入れ込むとか、さらに村田委員がおっしゃったように、平成13年から数えて10年が経過する節目の年でもあり、これまでの成果を評価する視点を施策に取り入れるべきであるという感じで、ここは長くなりますが、かなり具体的に落とし込むというのも一つの方法として見えやすいかなと、ご意見をいただいていたと思います。

○須田委員 総論的なもので視点を示していくということと、各施策の方向について選定理由を具体化するということは両立することだと思うのです。各項目の中の選定理由としては詳しくこういう問題点があるからここを把握していこう、こういう問題点についてはこうしていこうということを示していくつつ、それとは別に法律で言う前文みたいな総論的なものを頭に載せて、意見としてはこういうところに私たちは気をつけてほしいというものを示してもいいのではないかなと思うのです。時間との関係で、ここまで大幅に改定してしまうことができるのかどうかというのは難しいかもしれません。

○梶井会長 ありがとうございます。

このことについて、もう少し皆様からご意見をいただければと思います。

○名取委員 それは、事務局で作成していただいて、また持ち回りか何かで審議するのでしょうか。

○梶井会長 それは、皆さんのご意見の方向性で決めたいと思います。皆さんが一度集まってもう一回審議するということがあります。それは間に合わないかもしれませんが、会長、副会長と事務局に一任させていただくというのは一番可能性があると思います。これは、私の意見であって、決定ではありません。それは、この審議会の方向性が決まれば、その後に決めていきたいと思います。

ほかに、今出ている件についてはいかがでしょうか。総論をつけ、なおかつ、ここに具体化していくのは、両方やっても矛盾することではないので、両方の方向性でということですね。多分、総論的なものは、そんなに長々とではなくて、特にここここにポイントを置きましたという理由を説明しておいて、それから具体的なところに、特に最初の施策の方向Ⅰには村田委員、植田委員の意見も少し具体化して、もうちょっとつけ加える形にはなろうかと思えます。

佐藤副会長、どうですか。

○佐藤副会長 先ほど、総花的というお話もあったのですが、実際には、例えば目標Ⅱの基本方向が重点的に選ばれ、今回の審議会の特色がかなり出ている選考ではないかという気がしているのです。そうであれば、前文のようなもので、今回、私たちはこういう意図で選びましたと。先ほどお話がありましたように、両輪のような形で一つの方向が全部単独であるのではなくて、同じく関係しながら、恐らく事業一つ行っても、その事業がこの施策にも、この施策にも関係しているという形でこれから運営されていくと思いますので、それに向けて全体を取りまとめてこういう方向で考えましたということを書いていくのは全然問題ないと思います。かえって、その方が審議会全体の意見を集約できて良いのではないかなという気がしたのです。

○梶井会長 ありがとうございます。

今までの議論を踏まえたところでの我々の方向性を少し強調した形の総論を付記して、なおかつ個々の選定理由を書き下していくという形で提出する方向にしたいと思いますが、村田委員、いかがですか。

○村田委員 選定理由は、この場でもう一度皆さんで検討していくということではないのですね。

○梶井会長 はい。個々の選定理由については、これで…。皆さんもよろしいですか。何か気になったところなどはございますか。

○佐藤副会長 キーワードが、先ほど須田委員からお話がありました基本方向2の施策(3)社会における男女平等教育の推進のところ、例えば上にデートDVが載っているのであれば、それに対比する形でセクハラ、待遇差のようなものが入ってもいいのではないかなというご意見がありましたから、もし、何かキーワードがあるのであれば、それを盛り込んでいただくくらいの変更点で十分かなという気がしました。

具体的にどこにどういったキーワードが不足しているのかというのは、まだ読み込めていない部分があるのですが、こちらの施策の方向(2)学校における男女平等教育の推進のところにはデートDVが載っていて、(3)はセクハラ、待遇差のことは載っていないのですが、その下の基本方向3(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保のところにセクハラのことが載っています。ですから、そのよう

なキーワードが各施策に結構ちりばめられているので、バランスとしては悪くないのかなという個人的な感想は持っていました。

○事務局（宮岸生活局主幹） 資料6をまとめた際に、前回の審議会での議論等を踏まえてまとめさせていただいたのですが、前回の審議会の中で、デートDVについては最重点事項として取り組んでいただきたいというご意見が多々あったように記憶しております。ですから、具体的にデートDVについては打ち出した方がいいのかなということで、具体的な事業を、細かい事業ですが、書かせていただきました。

後の部分については、それぞれ細かい事業というよりは、もう少し大きな施策という部分で方向づけのようなところでまとめさせていただきました。

○梶井会長 ありがとうございます。

デートDVは、施策の方向（2）学校における男女平等教育の推進にも出ておりますし、2ページの目標Ⅱ（6）男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組のところにもデートDVというところが出ています。私たちが審議してきた中で出たキーワードは、選定理由の中にしっかりちりばめられているのかなというところではないかと思われま。今、佐藤副会長のご指摘にあったとおりです。

○佐藤副会長 議論の部分は、前文をつけるか、つけないかというところかと思ひます。皆さんのご意見をまとめていただければ良いのではないかと思ひます。

○梶井会長 そんなに長いものにはならないと思ひますが、キーワードとしては、まず、就労支援ですね。皆さん、時代的にこれに関しては、平成22年度はしっかりやっていただきたいという意見と、10年の節目を機に成果の検証をしっかり見ていきたいという2点を盛り込んでどうかと思ひます。もしくは、各項目の選定理由にデートDVなどがちりばめられていますが、総論というか、前文にそれをもう一度書き加えることも、我々としても男女平等教育をなるべく早くから実現する、社会と学校でそういうことを推し進めることが期待されるというの、皆さんの押しがあればそのようにしますし、押しがなければ各項目で書かれているから良いということにします。

現在の社会経済状況をかながみて、就労支援には特に力を入れていただきたいということが一つ、施策の評価を何らかの形でしてほしいということが一つ……。

○植田委員 総論がないですね。

○梶井会長 もし総論をつけ加えるのなら、そういうところに力を入れましたという書きぶりにしますかという話です。

○植田委員 具体的なところは、各重点項目で落とし込むので、むしろ総論なので、10年間の総括と、それから、その10年間の社会状況とこれから10年間の社会状況の違いが、また新たな男女平等参画の阻害要因を生み出しているということで就労の問題とかデートDVなどに繋がっていくと思うのです。むしろ、総論的なところには、具体的なことを落とし込むのではなくて、社会環境の変化がまた新たな10年の総括と、その間に社会環境が変わって、新たな阻害要因を生み出していることに対して、これから先に対しては、その辺をもっとやっていかなければならないというか、余り具体的な落とし込みをしてしまわない方が良く思うのです。最初に前文的な文章をつけるとしたら……。

○梶井会長 かがみですね。

そうすると、植田委員は、もう少し大きくということですか。大きくした方がいいということですか。

○植田委員 大きくくりというか、なぜ、新たなデートDVや就労関係の悪化というのは一体どこから出てきたかという、前の10年間とこれから10年間の社会の変化に大きく影響してきます。今新たにたしたものもあるかもしれないですが、せつかく10年という歴史を持っているのだったら、その10年の歴史を次に生かして繋げるための前文にしておいた方がいいと思ひます。各重点項目で細かく落とし込みがあるので、余りやると長くなってしまわないかと思うのです。

○佐藤副会長 実際には、20年から第2次の計画がスタートしまして、その時にもきちんとした押さえをされているのです。ですから、今年はいくまでも22年の単年度のものになりますから、そこではさらっとした方がいいと思ひます。逆に、先ほど会長がおっしゃいましたように節目の年であるということと、全体を振り返る必要があるかもしれない意見が審議会で言われました。もう一つは、今年22年度については就業支援とか働くということに関して問題意識が寄せられましたという単年

度の部分と今までの部分ということでさらっとした方が良いのかなという気がしています。

○植田委員 余り長いと重くなると思います。

○梶井会長 さらっと、私たちのこの審議会ではこういうことが特に重点的に議論されましたという報告的ながみでいいのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、かがみをつけて、議論の方向性について全体を見渡せるように、特に強調点を説明しておいて、個々の選定理由をつけるということで決めさせていただきたいと思います。

○村田委員 こだわりますが、私は、先ほど来出ていました若年層への啓発ということを最重要の重点ということで入れていただけたらと思います。

○梶井会長 皆さん、それはよろしいですか。

今回の審議会で3回目でございますが、1回目、2回目で話題になった事項ですし、3点ほどになるとは思います。それをさらっと私たちの審議会の姿勢として示して、あとは各項目というようにまとめさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、事務局の力をお借りして、本日、重点項目が決まりましたので、あとはかがみの部分になります。今のご議論を踏まえて、事務局と私と佐藤副会長で作業をやらせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

では、そういうことで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

本日の審議事項であります重点項目についてはほぼ終わったと思いますが、全体を通しまして何かご意見がありましたら承りますが、何かありますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

それでは、もう一度確認させていただきますが、第2次計画重点事項としまして、平成22年度にはこの13項目を決めさせていただきました。選定理由については、事務局があらかじめ私たちの議論を踏まえた形で作成したものをほぼ修正なく使わせていただきます。さらに、私たちの審議会の方向性を示すものとしてのかがみ的に、特にこういうところを強調しましたということを書き加えて提出させていただくことに決めさせていただきました。

ありがとうございます。

本日の予定の議題は終わりましたが、その他としまして委員の皆さんから何かありましたらお出しいただきたいと思います。

この2カ月余り気になったことなどがおありになりますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 では、事務局からその他で何かありましたらお願いします。

○事務局(木下生活局主査) それでは、本日、資料としてお配りさせていただきました参考資料2をご覧くださいと思います。地方公共団体における男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況について(平成21年度)というものがございます。こちらの資料につきましては、内閣府が調査を行っているものでございまして、調査目的につきましては、全国の県と政令市と市町村すべてにおきます男女共同参画の形成または女性に関する施策の推進状況を調査しまして、その結果を取りまとめ、情報提供することにより、今後の施策の展開に資するとしています。

調査対象につきましては、47都道府県、18の政令指定都市、1,782市町村が対象になってございます。本来でしたら、こちらの資料につきましては、既にこういった冊子になりまして内閣府から送られてきて皆様のお手元に届くような形になるのですが、内閣府の調査に時間がかかっておりまして、まだインターネットでしか提示されていないことから、本日、そのインターネットの情報をプリントアウトしてお配りさせていただいているところです。

簡単に内容についてご説明させていただきます。

まず、2ページ目をお開きいただきたいのですが、こちらには調査結果の概要1といたしまして、男女共同参画に関する計画の整備の状況ということで、各都道府県別の管内の市町村の計画の策定状況について、図2に、県内の80%以上が計画を制定している都道府県が15という形でパーセンテージが表示されております。この中で北海道はと申しますと、18.0%ということで、この10%以上20%未満1カ所が北海道ということになってございます。

続きまして、3ページをご覧くださいなのですが、こちらは、男女共同参画に関する条例の制定状況につきまして、県レベルとか県内の市町村の状況についてでございます。図3のグラフの97.9%ということで都道府県の制定率が100%ではないのですが、千葉県で条例が制定されていないというところがございます。

それから、それぞれの都道府県ごとの県内の市町村の条例の制定状況ということで、下の低い方の折れ線グラフでございます。全国平均は24%ですが、北海道は7.8%という状況でございます。

続きまして、4ページ目をご覧くださいなのですが、4、審議会等委員への女性の登用というところがございます。ここで、それぞれごとに折れ線グラフで都道府県、政令市、市町村の状況が記載されております。この中で、都道府県レベルでいきますと、平均で28.0ということで、北海道は32.2%という状況でございます。

一番上の破線のところの29.0%になっているのが政令市です。道内は札幌市ですが、34.0%でございます。

グラフ上では市と町村に分かれているのですが、道内のデータでは今のところ市町村という区切りになっておりまして、両方合わせて27.4%という状況になっております。

続きまして、6ページ目をご覧くださいなのですが、女性管理職の登用の状況でございます。こちらと同じように、図7におきまして、管理職の女性比率の推移ということで、都道府県、政令市、市町村ごとの状況が記載されております。一番上の9.3%というのは、県内の市町村の状況でございます。道内は9.4%という状況でございます。

それから、2番目の8.6%というデータのところは政令市の数字ですが、札幌の場合は7.9%、一番下の5.7%というのが都道府県における管理職における女性登用率ですが、北海道は1.8%という状況でございます。

続きまして、最後に8ページをご覧くださいなのですが、13のところですが、男女共同参画の宣言を行った市町村の状況ということで、全国的は132の市区町村が男女共同参画宣言都市として宣言を実施している状況でございますが、道内につきましては残念ながらゼロという状況でございます。

9ページ以降は、先ほどご説明しました北海道の状況など詳しいデータが記載されているページになっております。こちらの資料につきましては、内閣府から冊子が配付され次第、委員の皆様にお配りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

結局のところ、全国レベルで言えば北海道は非常に遅れているということに尽きますね。

○事務局（平戸生活局次長） 数値的には、北海道は47都道府県の下の方になってしまうと思います。ただ、市町村を考えてみますと、本州各県では、今回の市町村合併で小さな町村が大きな市町村に吸収合併されたケースがかなりの件数ありました。例えば、富山市はその周辺の六つも七つもの小さな町村と合併しています。富山市ですと、条例や計画を持っていた。ところが、その周辺の町村はほとんど持っていなかったが、富山市に合併されて、富山市にあったということになると、未策定の数はなくなってしまうというか、相対的に比率は上がってしまいます。

北海道では、小さな町村の合併はほとんど進みませんでした。したがって、資料編の中を見ていただくと、市では、計画を策定しているところが北海道内でもかなり多いのですが、町村になりますと、策定しているのが八箇所ぐらいしかないのです。北海道百四十幾つの町村がありますが、その中で八箇所ぐらいしか策定していないということで、相対的に比率が低くなってしまったのかと思います。

私どもとしては、各市町村にはいろいろな情報を流しながら、ぜひ、そうした計画をつくり、また条例をつくり、男女平等参画の視点を持って施策展開をしてくださいというお願いは常々行っているのですが、現実問題、市町村、特に小さな町村になってしまいますと、例えば町民課という一つの課

の中の住民係が青少年も男女も担当していたり、または教育委員会の社会教育の中の一分野として男女平等参画を担当していたりとか、専任部署はほとんどないような状況の中で、新たな計画をつくってください、新たな条例をつくってくださいとお願いしても、そこまで手が回り切れていないのかなという実感はあります。

ただ、それで立ちどまっても何も進みませんので、私どもとしては、市町村に対しましては機会があることにお願いしている状況です。

今の数字の中で、道職員の女性管理職が非常に少ないということで、1.8%というのは全国でも最低ということです。これは、道議会の中の議論でも何度か出たことがございます。その際、人事当局の回答として出されたのは、道の場合は転勤を伴う異動が多いということが大きなネックになっているのではないのかと言われております。道の場合では、昇格するといった時に、全道エリアに異動しなければならないということがございます。場合によっては、札幌から根室へ行き、稚内へ行き、函館へ行き、その時に家庭を持っている女性が札幌にいたいから断るというケースも一つの要因の中にはあるのではないのかということを確認したことがございます。ただ、非常に少ないというのは、私どもとしては非常にじくじたるものがございます。また、その数字も上げていただけるようにということで、人事当局には女性登用をお願いしております。

○梶井会長 ありがとうございます。

○植田委員 今のお話で気づいたのですが、最後のページに、市町村議会における女性議員の状況があって、市議会議員の割合は、ゼロ%はゼロですが、町村に行くともゼロ%が62%あるのです。町村での条例が進まないのは、議会でそのことに気づく人がいないということだと思えます。

実は、去年の10月に私のまちは合併しまして、五十何年ぶりに女性議員が1人出たのです。五十何年ぶりというから、もしかしたら女性参政権以降は1人はいたのしょう程度なのです。その辺でも審議会や議会に女性の視点が入る必要性が高いと思えます。この数字を見て、驚きました。

○梶井会長 まだまだ市町村レベルでは取り組みがなされていない状況もありますし、民主主義もまだまだなのかなと思えます。昨日、「龍馬伝」を見ていまして、あれからまだ150年しかたっていないのですね。だから、まだまだやるべきことがたくさんあるのだなと思って、本審議会の使命を新たに感じた次第です。

皆様のご協力をいただきまして、本当に北海道の男女平等参画のためにこれからも頑張っていきたいと思えます。

本日は、大変貴重な資料をご提示いただきまして、ありがとうございます。

3 閉 会

○梶井会長 それでは、時間になりましたので、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

遠いところから来られた委員もいらっしゃると思えますが、どうもありがとうございました。

以 上